

2020年6月1日

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金に関する特別措置の追加適用について

3月25日及び5月12日に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、ガス料金や電気料金の期限までの支払いが困難となるケースが生じることを踏まえまして、経済産業省の要請により一時的にガス料金の支払い猶予等の特別措置の適用について公表いたしましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払い猶予期間を以下の通り追加対応することといたしました。

つきましては、下記のとおり特別措置を実施いたしますので、適用対象の方でご希望される場合は、内容をご確認いただき、申し込みをお願いします。

### 1. 適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、千葉県社会福祉協議会にて実施予定の生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さままで、当社にお申し出のあった場合に適用いたします。

### 2. 特別措置の内容（下線部追加措置）

- ・ 2020年2月<sup>※1</sup>（但し、支払期日が3月25日以降となるもの）、3月、4月検針分のガス料金の支払期日を90日間延長（従来60日間延長）
- ・ 5月検針分ガス料金の支払期日を60日間延長
- ・ 6月検針分ガス料金の支払期日を30日間延長

※1 2月25日以降の2月検針分